

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (稲藤)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、圃場整備事業によりほとんどの圃場は30a～1haの区画に整備整備されている。 ・水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。 ・地域内では水稻生産のほか、転作作物として小麦、そばの生産が行われている。 ・集落営農組織を中心に専業農家3戸と兼業農家27戸で営農活動を行っている。また地区外担い手経営体による入り作あり、担い手への集積率は高い状況にある。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内農家30戸の平均年齢が70歳と高齢化が進んでおり、後継者の確保や育成が懸念される。 ・集落営農組織においても後継者不足により、組合存続が危ぶまれる状況にある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稻生産及び転作による小麦生産を基本としつつ、個人経営(家族経営・認定農業者)と集落営農組織経営を分離し、地区の営農活動を継続していく。 ・営農活動に関する情報交換を一層強め、地域のコミュニケーションの活性化を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農作業受託や農地バンク制度による貸借を進め、集落営農組織や個人担い手経営体への農地の集積・集約化を基本としつつ、地域全体で効率的な農地利用を進める。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者などの担い手経営体への農地集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地中間管理機構を活用した貸借を進めるため、行政や農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の出し手・受け手等の情報を共有し、円滑に農地利用調整が行える体制整備を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内に一部未整備区域があり、将来の担い手経営体が耕作しやすい環境を整備する必要がある。行政や土地改良区と連携し、基盤整備事業に関する情報を収集し、なるべく農家負担が少ない形で必要な整備が行えるよう検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政やJAなどの農業関係機関と協力し、新規就農希望者や定年後に就農を予定している者など、多様な形で農業に携わる人材を募集し、地域ぐるみで育成していく。同時に、集落営農組織も営農を継続していけるよう、組織運営や経営に関し関係機関から研修や指導を受け、組織強化を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織では農作業受託が困難であるため、可能な範囲で農薬散布作業及び収穫作業を中心に、農業支援サービス事業者への委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
- ③高性能なりモコン式草刈機や農薬散布用ドローンの導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。
- ⑧過去に整備した農業機械格納庫について、今後も地域農業の拠点となることから、適正な維持管理に努める。